第13回 松浦ロードレース大会

期 日 11月25日(日)※雨天決行

コース 市道松浦中央線(志佐町里免)・

県道 11 号線(志佐町里免~笛吹免)

※親和銀行松浦支店前道路(スタート・ゴール)

申込方法 所定の申込書 (郵便局振込用紙)、または

インターネット申込み。

参加料 小・中学生: 市内 500 円 (市外 700 円)

高校生: 1,500 円 一般・壮年: 2,500 円

のびのび家族(1組):2,500円(大人1人・子ども1人)

※計測チップ(ナンバーカードに装着)を導入しています。

申込期限 10月19日(金)必着

問合せ先 生涯学習課スポーツ振興係 ☎内線 312

招待ランナー**定方 俊樹**選手と いっしょに**走**ろう!



三菱日立パワーシステムズ長崎所属 (マラソン部副主将)

【実績】

- ・箱根駅伝89回5区出場
- ·第60回全日本実業団対抗駅伝競走大会 1区
- ·第53回九州実業団毎日駅伝競走大会7区 区間賞 総合優勝

≪自己記録≫

5000 M **13** 分 **56** 秒 **60** 10000 M **28** 分 **47** 秒 **17**

ボランティア募集

第13回松浦ロードレース大会をサポートしていただくボランティアを募集します。

申込期限 10月12日(金)

申込先 生涯学習課スポーツ振興係 ☎内線 312

部門

①小学 4 年男子の部 (1.5km)

②小学 4 年女子の部(1.5km)

③小学5年男子の部(2km)

④小学 6 年男子の部 (2km)

⑤小学5年女子の部(2km)

⑥小学 6 年女子の部 (2km)

⑦高校男子の部(10km)

⑧一般男子の部(10km)

9 40 歳以上男子の部 (10km)

⑩ 50 歳以上男子の部(10km)

① 60 歳以上男子の部 (10km)

② 40 歳以上男子の部(5km)

③高校女子の部(5km)

⑭一般女子の部 (5km)

⑤中学 1 年女子の部 (2km)

⑩中学 2·3 年女子の部 (2km)

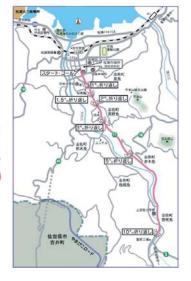
⑰中学 1 年男子の部 (3km)

(8中学 2·3 年男子の部 (3km)

⑲のびのび家族の部・小学3年以下(1km)

②のびのび家族の部・小学生未満 (1km)

コース図▶





※施設見学会、

訓

練

体

験

0

長崎県最低賃金

10月6日から

長崎労働局賃金室

2 095-801-0033 または最寄りの労働基準監督署

午後2時~

申し込みは問合せ先まで

ご連絡ください。

時間額

午後1時~

30

H

火

施設見学会日時

ねください。

訓練体験日時

10月23日 (火)

XX

(対象:概ね45歳未満の人)

口 1

レーニング(公共

1

1 84

〇テクニカルメタルワーク科 募集します。 職業訓練) 【募集訓練科】(導入講習付き) の12月期入所生を

○CAD・生産サポ ○電気設備技術科 ○住環境コーディネイト科 <u>|</u> ト

【定員】各科15人(テクニカ

ルメタルワーク科のみ13人) 募集期間 11 月 1 日

年の6月2日まで(7か月間 (訓練期間) 12 月 4 日 から翌

談窓口」 【申込先】 ハローワー ク「職業訓 練

※詳しくは問合 せ 先に お ※受付:午後0時3分~

江迎公共職業安定所 佐世保市江迎町長坂182-4

[日時] の就職合同面談会」を開 します。 《午前の部》 II 月 7 日 参加は無料です。 (水

直接相談や個別面談を受け 県内事業所の人事担当者と、 の新規卒業予定者を対象に、 ることができる「福祉・介護 希望する人や福祉養成校等 への就職・転

佐世保福祉人材バンク佐世保市社会福祉協議会 面 の就職

が変わります 「働き方」

※受付:午前9時3分~

午前10時3分~午後0時3分

《午後の部》

午後1時3分~3時3分

1日から働き方改革関連法が順次施行されます

【問合せ先】長崎労働局雇用環境・均等室 ☎ 095-801-0050

ポイント

時間外労働の上限規制が導入されます!施行:2019年4月1日~ ※中小企業は2020年4月1日~

時間外労働の条件について、月 45 時間、年 360 時間を原則とし、 臨時的な特別な事情がある場 合でも年 720 時間、単月 100 時間未満 (休日労働含む)、複数月平均 80 時間 (休日労働含む) を限度に設定する必要があります。

ポイント

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、 て有給休暇を与える必要があります。

ポイント

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働 者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

法改正の詳細は厚生労働省ホームページ『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html



